

## 【ロシア】 有害情報から児童を保護する法律

海外立法情報課・小泉 悠

\* 情報化の進展により、精神的発達を阻害したり危険行動を誘発したりする情報に児童が接する可能性が高まってきた。これに対してロシア政府は有害情報から児童を保護するための法律を制定し、2012年9月から施行する。

### 立法の概要

2011年1月3日、メドヴェージェフ大統領は、2011年連邦法第436号「児童の健康及び発達に有害な情報からの保護について」（以下「有害情報保護法」）を承認した。情報通信技術が高度に発達する中で、精神的発達を阻害したり、健康を損ねたりする行動を誘発する情報から児童を守るための法的基盤づくりが目的とされる。ただし、同法は基本法と位置づけられており、具体的な保護措置等については、今後の法整備に委ねられる。

### 対象となる有害情報

「有害情報保護法」第5条では、全年齢（0歳～18歳未満）の児童(дети)に対して、①児童の生命や健康を危険に晒したり、健康被害や自殺の原因となる行為を誘発したりする情報、②薬物（麻薬、向精神薬、麻酔）、タバコ、酒（アルコール、蒸留酒、ビール又はビールを主材料とする飲料）、危険な遊びに参加すること、売春、浮浪、物乞いを行うことに対する欲求を強く起こさせる情報、③暴力や残虐行為に根拠を与えたり正当化したりする情報又は人間や動物に対する暴力的行為を誘発する情報、④家族の価値を否定する情報及び両親や目上の家族への軽蔑を助長する情報、⑤違法行為を誘発する情報、⑥検閲を通らない乱暴な言葉を含む情報、⑦ポルノグラフィを含む情報への接触を禁止している。

また、①残虐行為、物理的又は心理的暴力、犯罪、その他の反社会的行為に関する描写又は記述、②非暴力的な手段による死、病気、自殺、事件、事故、災害及びこれらの事態の結果として人間の尊厳を傷つける描写又は記述であって児童に恐怖、戦慄、パニックを呼び起こす情報、③男女の性的関係についての描写又は記述、④乱暴な言葉及び検閲を通らない言い回しを含む情報は、年齢によって制限を受ける。

### 年齢による制限

0～6歳未満(第7条) 健康及び発達に悪影響を及ぼさない情報のみが許可されるが、悪に対して善が勝利する筋書や、暴力の過酷さに対する認識及び暴力に対する非難の表現を伴っていれば、身体的及び心理的な暴力を断片的かつ非写實的に描写又は記述してもよい。ただし性的暴力は除く。

**満 6～12 歳未満(第 8 条)** 断片的かつ非写実的な表現であれば、病人(重病人を除く)を描写又は記述してよい(第 8 条)。非暴力的な手段による死、事件、事故、災害については、その結果が児童に恐怖、戦慄、パニックを起こさない限り認められる。反社会的行為や犯罪に関する描写又は記述についても、児童にこれらの行為を誘発したり正当化したりするような情報でなければ認められる。

**満 12～16 歳未満(第 9 条)** 断片的であれば、残虐行為や暴力の描写又は記述も認められる。ただし、命を奪ったり身体的損傷が生じる過程を写実的に描写又は記述してはならず、犠牲者への同情と、残虐行為及び暴力に対する否定的かつ批判的態度が示されなくてはならない(市民の権利並びに法律で認められた社会及び国家の利益を守る場合は例外)。また、反社会的行為を児童に誘発しない範囲で薬物について言及することは認められるが(使用しているシーンは不可)、薬物の危険性を指摘しなければならない。男女の性的関係についても非写実的に描写又は記述できるが、性行為そのものを描写又は記述してはならず、性への興味を掻きたてたり、興奮させたり、侮蔑的な感情を起こさせる情報も認められない。

**満 16～18 歳未満(第 10 条)** 事件、事故、災害、病気、死を非写実的に描写又は記述することができる。ただし、その結果として児童に恐怖、戦慄、パニックをもたらしてはならない。残虐行為や暴力についての規定は第 9 条と基本的に変わらないが、「断片的な」という制限はない。薬物については、危険な結果をもたらすことになるとの記述があれば薬物使用の場면을記述又は描写してもよい。

### 今後の取組みに向けた規定

今後の具体的な取組みに向けた基本規定も盛り込まれている。第一に、同法の規制対象となる情報を放送又は上映する場合には、最初に画面の 5%以上の面積で規制対象であることを示す標識または文章を表示しなければならない。また、番組表にも規制対象であることを記載しなければならない(第 12 条)。同法に基づく有害情報の管理及び監視は連邦政府が行うが(第 20 条)、社会団体、非営利組織、個人も有害情報通報用のホットライン等を通じて「社会的監視」の役割を担うと位置付けられている(第 21 条)。第 22 条では、「有害情報保護法」の規定に違反した場合には連邦法に従って処分されると明記されているが、現在のところ該当する連邦法は制定されておらず、今後の法整備の動向が注目される。

さらに中長期的な取組みや目標については、国家の重要政策を分野別に定めた連邦特別目的プログラム(FTsP)を連邦政府の責任で策定するほか、各連邦構成主体についても地域ごとの実施プログラムを策定すると定められている(第 4 条)。

参考文献(インターネット情報は 2011 年 10 月 17 日現在である。)

- ・ Федеральный закон N 436-ФЗ "О защите детей от информации, причиняющей вред их здоровью и развитию"(連邦法第 436 号「児童の健康及び発達に有害な情報からの保護について」) <<http://text.document.kremlin.ru/SESSION/PILOT/main.htm>>